

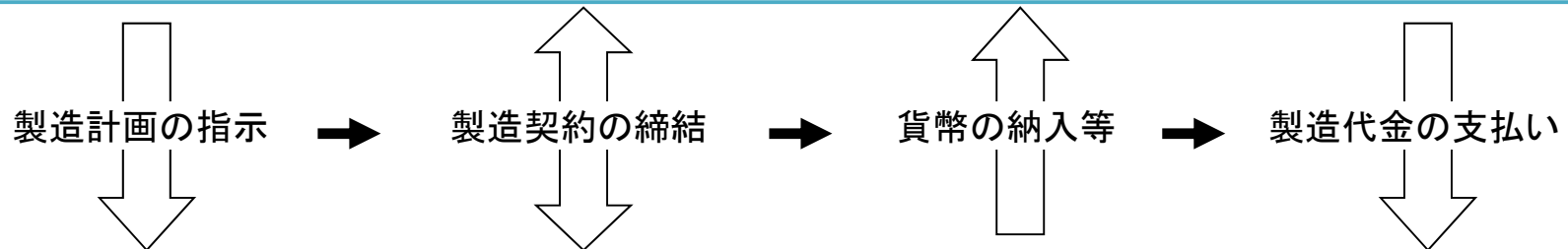
貨幣の製造に係る事業の概要

〔政府〕

○ 通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、「通貨に対する信頼の維持」は「財務省設置法」(平成11年法律第95号)に定められた財務省の任務の一つである。この任務を果たすため、財務省においては、貨幣の流通状況等を適切に把握し、貨幣を円滑に供給できるよう製造計画を策定するとともに、貨幣の偽造・変造の防止等を通じて通貨制度の適切な運用に万全を期すこととしている。

【参考】

- ・貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第1項）
- ・財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局に行わせる（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項）
- ・財務大臣は、偽造への対処等緊急時において、造幣局に貨幣の製造等の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる（独立行政法人造幣局法第18条）
- ・財務省は、通貨に対する信頼の維持を任務とする（財務省設置法第3条）



〔（独）造幣局〕

○ （独）造幣局は、「独立行政法人造幣局法」(平成14年法律第40号)において、通貨制度の安定に寄与することを目的として、貨幣を、財務大臣が指示する製造計画に従って、製造することとされている。貨幣の製造枚数は市中の流通動向等他律的な要因により決定されるものであるが、世界最高水準の偽造防止技術を活用し、高い品質が均一に保たれるよう徹底した品質・製造工程管理の下で、貨幣を確実に製造している。

【参考】

- ・財務大臣の定める製造計画に従い貨幣を製造する義務（独立行政法人造幣局法第12条）
 - ◆流通貨幣・記念貨幣の製造、回収貨幣の鋳つぶし、貨幣用貴金属地金の精製及び地金の保管を行う。その際、回収された貨幣を新貨幣の製造のために再利用し、製造コストを削減。
 - ◆500円貨幣の潜像や斜めギザ等高度な偽造防止技術を採用し、国民に対し安全・安心な貨幣を提供。
 - ◆財務大臣が定める製造計画を、毎年度確実に達成。